

## 【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものについての証明書の取扱い)</p> <p>3—2 法別表第0102.21号、第0102.31号、第0102.90号及び第0103.10号に掲げる家畜のうち、令第63条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあっては、特例申告）に際して令第63条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第1号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>（無税を適用する馬についての証明書の取扱い）</p> <p>3—3 法別表第0101.21号の1及び2の(1)並びに第0101.29号の1及び2の(1)に掲げる家畜のうち、令第64条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）に際して同条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項の規定により発給されたもので、同省令別記様式第2号に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、前記3—2(1)から(5)までに掲げる規定を準用する。この場合において、同項(3)中「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別に一括して記載されることとなっている。）に、」とあるのは「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で無税の適用を受けるものの頭数が雌雄別に一括して記載されることとなっている。）に記載されているものに限り無税を適用することとなるので、」と、「両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。」とあるのは「両者に記載された頭数が合致するかを確認し、合致しないときはいずれか少ない方の頭数のみにつき無税を適用することとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>（変質又は損傷による減税の額の具体的な算定方法）</p> <p>10—5 令第2条第1項に規定する減税の額の具体的な算定方法について</p>	<p>(牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものについての証明書の取扱い)</p> <p>3—2 法別表第0102.10号及び第0103.10号に掲げる家畜のうち、令第63条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあっては、特例申告）に際して令第63条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第1号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) （同左）</p> <p>（無税を適用する馬についての証明書の取扱い）</p> <p>3—3 法別表第0101.10号の1の(1)及び(2)のA並びに第0101.90号の1の(1)及び(2)のA（生きている馬）に掲げる家畜のうち、令第64条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）に際して同条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項の規定により発給されたもので、同省令別記様式第2号に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、前記3—2(1)から(5)までに掲げる規定を準用する。この場合において、同項(3)中「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別に一括して記載されることとなっている。）に、」とあるのは「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で無税の適用を受けるものの頭数が雌雄別に一括して記載されることとなっている。）に記載されているものに限り無税を適用することとなるので、」と、「両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。」とあるのは「両者に記載された頭数が合致するかを確認し、合致しないときはいずれか少ない方の頭数のみにつき無税を適用することとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>（変質又は損傷による減税の額の具体的な算定方法）</p> <p>10—5 令第2条第1項《変質、損傷等の場合の減税の額》に規定する減税</p>

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 従量税品の変質又は損傷による減税の額の算定については、次による。</p> <p>イ 変質又は損傷が課税物件確定の時までに生じたものである場合 (イ)、(ロ) (省略)</p> <p>(注) 上記(イ)又は(ロ)による減税額の算出の例は、次表のとおりである。 (省略)</p> <p>(注)原料糖とは、法別表第 1701.12 号の 1、第 1701.13 号及び第 1701.14 号の 1 に該当するもの、精製糖とは、法別表第 1701.12 号の 2、第 1701.14 号の 2 及び第 1701.99 号の 2 に該当するものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>の額の具体的な算定方法については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 従量税品の変質又は損傷による減税の額の算定については、次による。</p> <p>イ 変質又は損傷が課税物件確定の時までに生じたものである場合 (イ)、(ロ) (同左)</p> <p>(注) 上記(イ)又は(ロ)による減税額の算出の例は、次表のとおりである。 (同左)</p> <p>(注)原料糖とは、<u>その他のもの</u> (税表 1701.11 号-1、第 1701.12 号-1 に該当するもの)、精製糖とは、<u>その他のもの</u> (第 1701.11 号-2、第 1701.12 号-2、第 1701.99 号-2 に該当するもの) とする。</p>
<p>(製造工程において他の物品が同時に製造される場合の免税数量) 19 の 2—3 令第 54 条の 5 の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 他の工場で製造された石油製品（令第 54 条の 4 に規定する石油製品に限る。）に対し、法第 19 条の 2 第 1 項の規定を適用する場合は、次による。</p> <p>なお、当該保税工場において製造されたこれらの石油製品に係る原料数量の確認に必要な当該保税工場の歩留りが明らかでない場合にも次によつて差し支えない。</p> <p>イ 税関長の確認を受ける原料品の数量は、当該輸出石油製品の数量に下表に掲げる当該輸出製品に見合う係数を乗じて得た数量とする。</p> <p>なお、この場合にあっては、関税を免除する輸入原料品は法の別表第 27.09 項に掲げる石油及び歴青油並びに第 2710.19 号の 1 の(3)及び第</p>	<p>(製造工程において他の物品が同時に製造される場合の免税数量) 19 の 2—3 令第 54 条の 5 《内貨原料品による製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合の当該製品に対応する原料品の数量》の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 他の工場で製造された石油製品（令第 54 条の 4 《他の製造工場で製造した製品の振替免税が適用されるもの》に規定する石油製品に限る。）に対し、法第 19 条の 2 第 1 項《内貨原料品による製品を輸出した場合の免税》の規定を適用する場合は、次による。</p> <p>なお、当該保税工場において製造されたこれらの石油製品に係る原料数量の確認に必要な当該保税工場の歩留りが明らかでない場合にも次によつて差し支えない。</p> <p>イ 税関長の確認を受ける原料品の数量は、当該輸出石油製品の数量に下表に掲げる当該輸出製品に見合う係数を乗じて得た数量とする。</p> <p>なお、この場合にあっては、関税を免除する輸入原料品は法の別表第 27.09 項に掲げる石油及び歴青油並びに第 2710.19 号—1—(3)に掲げ</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>2710.20号の1の(4)</u>に掲げる粗油とする。 <input type="checkbox"/> (省略)</p>	<p>る粗油とする。 <input type="checkbox"/> (同左)</p>